

実験廃棄物の分別収集区分表(1)

令和2年4月改訂

分類	ポリエチレン容器の色	種類	対象	摘要
A-1 分類	赤	可燃性有機廃液 (タンク容量は10L) 3回目までの洗浄廃液を含める	<ol style="list-style-type: none"> 脂肪族炭化水素 石油エーテル, ヘキサン, ヘプタン, オクタンなどの廃溶剤。 脂肪族含酸素化合物 アセタール, アルコール類, アセトン, エチルメチルケトン, 酢酸エステル類などの廃溶剤。 脂肪族含窒素化合物 アセトニトリルなどの廃溶剤。 芳香族化合物 ベンゼン, トルエンなどの廃溶剤。 芳香族含窒素化合物 ピリジンなどの廃溶剤。 その他, 特殊引火物や危険物第1石油類に分類される液体。 <p>以上の廃溶剤中に爆発性を有しない少量の高沸点有機化合物を含むものは可。</p> <p>[注意] 沈殿物, 固形物があれば濾過する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 爆発性物質そのもの及びそれを作り易いもの, N-O, N-N, O-O, O-X結合を持つもの, 金属アセチリド類を含むものは除く。 これらについては排出者の責任で安全化・無害化処理する。 ベンジンなど健康障害を引き起こす化学物質は除く。これらについても排出者の責任で安全化・無害化処理する。 濾過残査については, 内容物を明示の上保管し, 廃薬品回収時に業者に依頼する。 ジエチルエーテルや二硫化炭素等の特殊引火物は廃液に対し5%以下にして排出する。 重金属を含む場合は重金属濃度を廃液処理依頼票のコメント欄に明記する。 有機ハロゲン系化合物を含む場合はB分類とする。
A-2 分類	赤	廃油等	<ol style="list-style-type: none"> 灯油, ミネラルスピリット, 軽油, テレビン油などの廃油。 重油, クレオソート油, スピンドル油, ターピン油, 変圧器油などの廃油。 ギヤ油, モーター油などの廃油。 動植物油類(液体)などの廃油。 その他, 危険物第2石油類～第4石油類に分類される液体。 <p>以上の廃溶剤中に爆発性を有しない少量の高沸点有機化合物を含むものは可。</p> <p>[注意] 沈殿物, 固形物があれば濾過する。</p> <p>[注意] 高粘度の廃油は灯油などで希釈して粘度を下げる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 変圧器油の内, PCB及びPCBを含むものは除く。 濾過残査, 油泥などは, 内容物を明示の上保管し, 廃薬品回収時に業者に依頼する。 A-1に分類される廃液と混合した場合にはA-1分類として排出する。
B 分類	茶	有機ハロゲン系廃液 3回目までの洗浄廃液を含める	<ol style="list-style-type: none"> 有機ハロゲン系化合物を含む廃液 クロロホルム, 塩化メチレン, トリクロロエチレン, 四塩化炭素, トリフルオロ酢酸, 臭化メチル, ヨウ化メチル, クロロベンゼン, 塩化ベンジルなどの廃溶剤。 水を含む有機ハロゲン系化合物廃液 <p>以上の廃溶剤中に爆発性を有しない少量の高沸点有機化合物を含むものは可。</p> <p>[注意] 沈殿物, 固形物があれば濾過する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> PCB及びPCBを含むものは除く。 爆発性物質そのもの及びそれを作り易いもの, N-O, N-N, O-O, O-X結合を持つもの, 金属アセチリド類を含むものは除く。 これらについては排出者の責任で安全化・無害化処理する。 濾過残査については, 内容物を明示の上保管し, 廃薬品回収時に業者に依頼する。 pHは必ず4以上に調整して排出する。pH調整が困難な場合は廃液処理依頼票のコメント欄に明記する(タンクごと処分となる)。
C-1 分類	緑	難燃性有機廃液 (水を含むもの) 3回目までの洗浄廃液を含める	<ol style="list-style-type: none"> 5%以上の水を含む有機系廃液。 循環式アスピレーター廃液。 有機金属系(例えばキレートなど)の廃液。 有機反応の抽出操作に用いた水層。 有機ハロゲン系化合物を含む水混合廃液はB分類とする。 シアノ化物イオン, 金属シアノ錯体を含むものはE-2分類とする。 <p>[注意] 沈殿物, 固形物があれば濾過する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> PCB及びPCBを含むものは除く。 pHは必ず4以上に調整して排出する。pH調整が困難な場合は廃液処理依頼票のコメント欄に明記する(タンクごと処分となる)。 無機フッ素及びリン酸化合物を含む場合は廃薬品回収時に業者に依頼する。 濾過残査については, 内容物を明示の上保管し, 廃薬品回収時に業者に依頼する。 過酸化水素, 過塩素酸などの酸化剤と有機溶媒の混合は避ける。 水銀を含む廃液は除く。
C-2 分類	緑	写真廃液 3回目までの洗浄廃液を含める	<ol style="list-style-type: none"> 現像廃液。 停止廃液。 コピー廃液。 定着液。 <p>[注意] 沈殿物, 固形物があれば濾過する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 濾過残査については, 内容物を明示の上保管し, 廃薬品回収時に業者に依頼する。

実験廃棄物の分別収集区分表(2)

令和2年4月改訂

分類	ポリエチレン容器の色	種類	対象	摘要
D 分類	黄	無機水銀系廃液 3回目までの洗浄廃液を含める	1. 無機水銀系廃液。 2. その他の重金属を含む場合は「含ヒ素」・「含銅」などと明示し、濃度を明記する。 〔注意〕水銀イオン濃度は1000ppm以下にする。 〔注意〕沈殿物、固形物があれば濾過する。	1. 金属水銀、アマルガム水銀、不要になった水銀系試薬、薬剤、有機水銀、有機化合物や有機溶媒を含む場合などは除く。これらは排出者で保管し、廃薬品回収時に業者に依頼する。 2. 濾過残査については、内容物を明示の上保管し、廃薬品回収時に業者に依頼する。
E-1 分類	白	遊離シアン系廃液 (赤のビニールテープを巻く) 3回目までの洗浄廃液を含める	1. 遊離シアン系廃液でpHが11以上で保管されているもの。 2. 溶媒は無機系水溶液に限る。 〔注意〕沈殿物、固形物があれば濾過する。	1. シアン系廃液は安全性を考慮し pH11以上で保管する。pH調整が困難な場合は廃液処理依頼票のコメント欄に明記する(タンクごと処分となる)。 2. シアン化水銀、水銀を含む場合は排出者で保管し、廃薬品類時に業者に依頼する。 3. 濾過残査については、内容物を明示の上保管し、廃薬品回収時に業者に依頼する。
E-2 分類	白	難分解性シアン廃液 3回目までの洗浄廃液を含める	1. 難分解性金属シアノ錯体、 $KAg(CN)_2$, $K_2Ni(CN)_4$, $K_3Cu(CN)_4$, $K_3Fe(CN)_6$, $K_4Fe(CN)_6$, $K_3Co(CN)_6$, $KAu(CN)_2$ などで、シアン化物イオンの解離定数 10^{-21} 以下のもの。 2. 遊離シアン系廃液に重金属を含むもの。 3. 遊離シアン系廃液に有機化合物や有機溶媒を含むもの。 〔注意〕沈殿物、固形物があれば濾過する。	1. シアン系はE分類を参照。 2. 有機反応に用いた重金属の抽出水相廃液はC-1分類とする。 3. ベリリウム(発ガン性物質)、タリウム(神経性障害物質)、オスミウム(粘膜性皮膚障害物質)を含む廃液はセンターに問い合わせる。 4. 無機フッ素、リン酸化合物および臭素を含む場合はF-2分類とする。 5. 濾過残査については、内容物を明示の上保管し、廃薬品回収時に業者に依頼する。
F-1 分類	青	一般無機廃液 〔重金属廃液・クロム混酸廃液〕 3回目までの洗浄廃液を含める	1. 塩酸、硫酸、硝酸などの無機酸の廃液。 2. クロム酸-硫酸混液の廃液。 3. Fe, Ni, Co, Zn, Cu, Mn, Cd, Pb, Ga, Cr, V, Ti, Ge, Snなどの重金属の廃液。 4. Al, Mgなどの軽金属の廃液。 〔注意〕ガス発生が見られる時は、ガスの発生が止まってから排出する。 〔注意〕有機物が混入した場合は、C-1分類とする。 〔注意〕沈殿物、固形物があれば濾過する。	1. シアン系はE分類を参照。 2. 有機反応に用いた重金属の抽出水相廃液はC-1分類とする。 3. ベリリウム(発ガン性物質)、タリウム(神経性障害物質)、オスミウム(粘膜性皮膚障害物質)を含む廃液はセンターに問い合わせる。 4. 無機フッ素、リン酸化合物および臭素を含む場合はF-2分類とする。 5. 濾過残査については、内容物を明示の上保管し、廃薬品回収時に業者に依頼する。
F-2 分類	白	無機フッ素系、無機リン酸系、無機臭素系廃液 3回目までの洗浄廃液を含める	1. フッ化水素酸、エッチング廃液。 2. 無機リン酸廃液。 3. 臭素およびその化合物を含む無機廃液。 〔注意〕フッ化水素の蒸気吸入で肺水腫、皮膚付着で出血性潰瘍を起こすので要注意。 〔注意〕ガス発生が見られる時は、ガスの発生が止まってから排出する。 〔注意〕沈殿物、固形物があれば濾過する。	1. エッチング廃液は混入の可能性のある金属を明示する。 2. アンモニア水はできるだけ混入させない。 3. 濾過残査については、内容物を明示の上保管し、廃薬品回収時に業者に依頼する。
G-A 分類	橙	生物系廃液 (燃焼しやすいもの) 3回目までの洗浄廃液を含める 感染性廃棄物変異原性物質は除く	非感染性であり、かつ燃焼しやすい廃液。 例: キシレン廃液。 キシレン-アルコール系廃液。 〔注意〕沈殿物、固形物があれば濾過する。	1. 水の含有量は5%以下とする。 2. 濾過残査については、内容物を明示の上保管し、廃薬品回収時に業者に依頼する。 3. ろ紙を用いた濾過が困難な場合は、80メッシュ程度のふるいを用いる。
G-C 分類	橙	生物系廃液 (燃焼しにくいもの) 3回目までの洗浄廃液を含める 感染性廃棄物変異原性物質は除く	非感染性であり、かつ燃焼しにくい廃液。 例: 臭化エチジウム廃液。 20%-ホルマリン廃液。 〔注意〕沈殿物、固形物があれば濾過する。	1. 5%以上水を含むもの。 2. pHは必ず4以上に調整して排出する。pH調整が困難な場合は廃液処理依頼票のコメント欄に明記する(タンクごと処分となる)。 3. 臭化エチジウム廃液の濃度が1ppm以上の場合は廃液処理依頼票のコメント欄に明記する(タンクごと処分となる)。 4. 濾過残査については、内容物を明示の上保管し、廃薬品回収時に業者に依頼する。 5. ろ紙を用いた濾過が困難な場合は、80メッシュ程度のふるいを用いる。